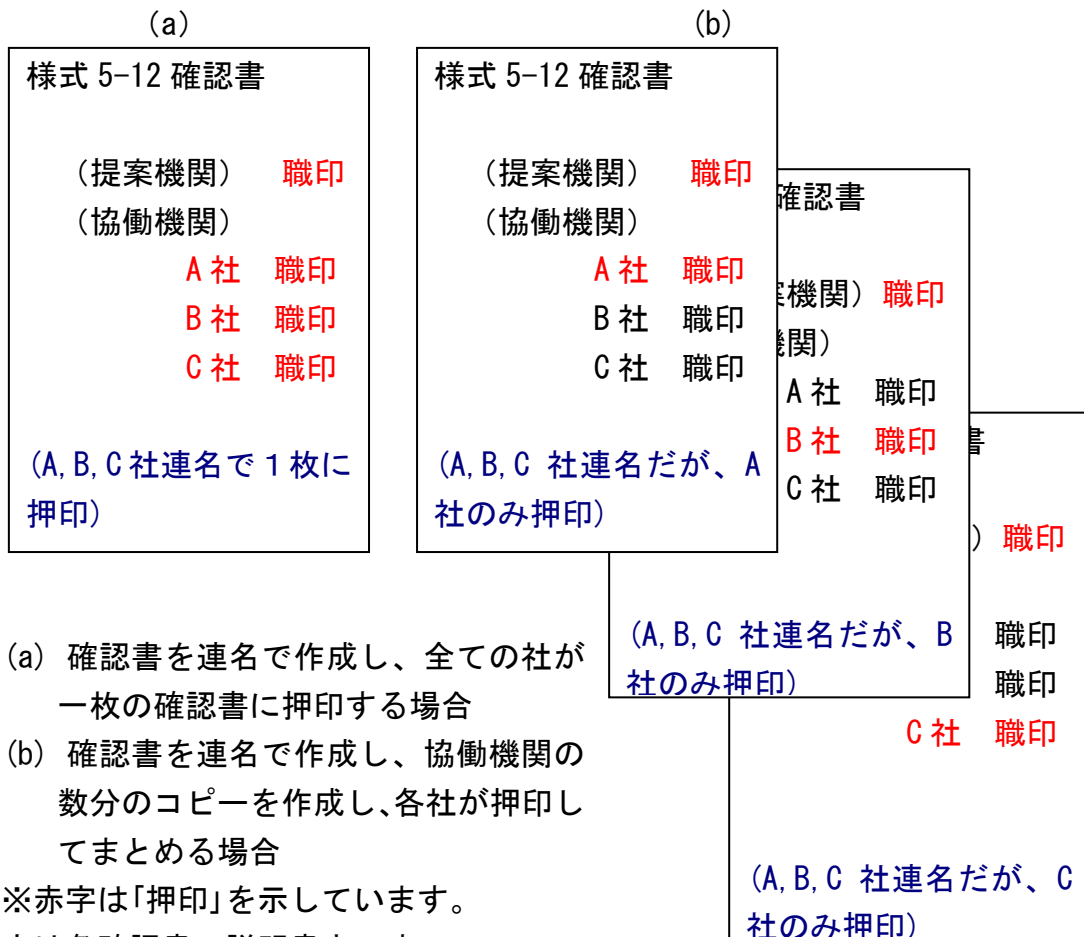


「先端融合領域イノベーション創出拠点の形成」に係るQ & A

Q 1： 様式5-12の確認書を複数企業と取り交わす場合、連名ではなく、企業毎に1枚として作成してよいか。

A 1： 企業毎に1枚とすることはできません。企業側の役割分担を明確にするため、確認書については連名としていただく必要があります。様式5-12「確認書」は以下の(a)の方法で提出願います。都合により平成18年2月24日(金)までに全ての協働機関の押印が1枚に揃わない場合は、(b)の方法で提出することが出来ますが、平成18年3月31日(金)必着で(a)の方法で再提出して下さい。再提出されなかった場合は、自動的に資格を失います。なお、コミットメントの内容は企業毎に分けて記載いただいで結構です。



Q 2 : 複数の企業からなる団体やコンソーシアムを協働機関としてよいか。

A 2 : 複数の企業からなる団体が以下の両方の条件を満たす場合は協働機関として認められます。

(a) 法人格を有し、かつ研究実施能力を有すること。

(b) コミットメントの内容に責任・権限を有すること。

Q 3 : 提案機関を複数で申請することは可能か。

A 3 : 拠点を形成する目的から提案機関は1機関に限られます。

Q 4 : 協働機関からのコミットメントは、科学技術振興調整費による実施機関に支給される経費と同等規模であることが条件となっているが、科学技術振興調整費による支給額のうち、直接経費と同等規模であればよいのか。それとも、間接経費も含めた額と同等規模でなければならないのか。

A 4 : 実施機関に支給される直接経費と同等規模以上であることが条件となります。